

いつもお世話になります。

毎日暑いですね。先月、ご縁があって、郡上の古民家に泊まりに行きました。

夜は寒いくらいでした。遅い時間に行ったので少ししか涼を感じられませんでした、虫もあまりいなく、快適に過ごせました。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

先手を打って
笑顔を!!

齋藤 茂太 (精神科医)

打つ手は無限

どんな時でもどんな苦しい場合でも
愚痴を言わない。
参ったと泣きごとを言わない。
何か方法はないだろうか。何か方法はあるはず
だ。
周囲を見回してみよう。
いろんな角度から眺めてみよう。
人の知恵も借りてみよう。
必ず何とかなるものである。
なぜなら打つ手は常に無限にあるからだ。

～元気手帳 4 より～

今月のいろいろ「掲示板」

【小学生のための簿記講座】

第5回簿記講座を8月5日に瑞穂市総合センターで行いました。

今年は、文房具屋を通じて11名の参加者が店主となり、8つの取引を一緒に考えました。転記から精算表にまとめてみることで、どれだけお金が増えたか等を一緒に考えることができました。



知っところ！「税務のマメ知識」

地方税共通納税システムと事務負担軽減

10月1日から地方税共通納税システムが稼働します。現在の納税手続において、電子納税に対応している地方公共団体は一部に限られますが、同システムが稼働すれば、複数の地方公共団体に申告から納付までが一連の流れでできます。従来は煩雑だった手続も簡単に済ませることができ、事務負担の軽減が期待できるといいます。

同システムの対象税目である「個人住民税（特別徴収分）」もその一つです。個人住民税（特別徴収分）を納付する場合、給与支払者（事業者）は原則、徴収期間の6月から翌5月までの12か月分の月割額を徴収した月の翌月10日までに納付することが定められています（[地方税法 321 の 4](#)，321 の 5 等）。

しかし、前述したように、地方公共団体の多くは電子納税に非対応です。実務担当者は、各地方公共団体が発行する納付書を取得し、指定された金融機関等を経由して、それぞれ個別に手続きしなければなりません。こうした手続の煩雑さに加え、納付書の形式や取扱可能な金融機関は自治体ごとにバラバラ。納付する自治体の数が増えれば、手続をする回数も増える分、作業時間も多くなることとなります。単身赴任中の従業員がいて、住所地が遠方な場合、身近に取扱可能な金融機関がないケースもあるなど、事務負担増の課題が多く残されていたのです。

ただ、こうした課題は今後、解消していきそうです。同システムの活用により、一度の手続で複数の地方公共団体に一括納税できるようになるためです。同システムに対応できる金融機関も多く、銀行や信用金庫、信用組合、農漁協、労働金庫など1,108の金融機関が参加する予定です（2019年7月時点）。実務担当者にとって同システムは、従来よりも事務負担が少なくなり、作業効率のアップが期待できるものといえそうですね。

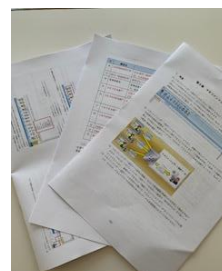
引用；週刊税務通信 3567号

事務所あれこれ日記

☆TKCシステム勉強会☆

TKCシステムの勉強会を、私たちが担当していただいているSCGをお招きし事務所で行いました。

2時間という時間であつという間でしたが、とても有意義な時間となりました。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

